

出水市訓令第21号

出水市建築・土木設計業務等委託契約に係る事務処理規程を次のように定める。

平成29年6月28日

出水市長 渋谷俊彦

出水市建築・土木設計業務等委託契約に係る事務処理規程・・・(別紙)

出水市建築・土木設計業務等委託契約に係る事務処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、出水市が発注する建築設計業務等及び土木設計業務等（以下「調査業務等」という。）の委託の監督を適正かつ円滑に行うため、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築設計業務等 出水市が発注する建築工事に係る設計業務、計画業務及び地質調査業務をいう。
- (2) 土木設計業務等 出水市が発注する土木工事に係る設計業務、計画業務、測量業務及び地質調査業務をいう。
- (3) 契約図書 契約書及び設計仕様書又は設計図書をいう。
- (4) 設計仕様書 建築設計委託業務における質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (5) 設計図書 土木設計委託業務における質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (6) 調査職員 契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者等に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う総括調査員（総括調査業務を担当する職員をいう。以下同じ。）及び調査員（一般調査業務を担当する職員をいう。以下同じ。）をいう。

(調査業務等の分類)

第3条 調査業務等は、総括調査業務及び一般調査業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括調査業務

ア 建築設計業務委託契約書及び土木設計業務等委託契約書に基づく契約権者等の権限とされる事項のうち、契約権者等が必要と認めて委任したものの処理

- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理
- ウ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答で重要なものの処理
- エ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- オ 業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理
- カ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
- キ 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約権者等に対する報告
- ク 調査員の指揮監督及び調査業務等の掌理

(2) 一般調査業務

- ア 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理
- イ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答で軽易なものの処理
- ウ 契約の履行についての契約の相手方との協議で軽易なものの処理
- エ 業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）の処理
- オ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く。）の処理
- カ 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査員に対する報告

（調査職員の任命）

第4条 総括調査員は、当該業務を担当する課長（以下「業務担当課長」という。）

又は係長（係長に相当する職を含む。）のうちから、出水市契約規則（平成18

年出水市規則第49条)第55条の規定により、監督の下命の委任を受けた者が任命する。

- 2 調査員は、当該業務を担当する技術職員(前項に規定する職員を除く。)とする。
- 3 調査職員は、業務の委託契約ごとに調査職員任命書(第1号様式)により任命するものとする。
- 4 前3項の規定により調査職員を任命したときは契約権者等は、調査職員の氏名その他必要な事項を、業務の委託契約ごとに、遅滞なく、調査職員任命通知書(第2号様式)により、契約の相手方に通知するものとする。
- 5 前項の規定は、調査職員に変更があった場合に準用する。この場合において、第3項中「調査職員任命書」とあるのは「調査職員変更書」と、前項中「調査職員任命通知書」とあるのは「調査職員変更通知書」とするものとする。

(業務工程表)

第5条 調査員は、契約を締結した日から14日以内に設計仕様書又は設計図書に基づく当初業務工程表(第3号様式。以下「工程表」という。)を受注者に提出させるものとする。

- 2 調査職員は、受注者から工程表が提出されたときは、契約図書と照合及び審査を行い、不相当と認められるものにあつては修正の指示をしなければならない。
- 3 前2項の規定は、工程表に変更があった場合に準用する。この場合において第1項中「当初業務工程表」とあるのは「変更業務工程表」とするものとする。

(管理技術者等)

第6条 調査員は、建築設計業務等又は土木設計業務等において契約締結後に管理技術者等を選任した場合にあつては管理技術者等選任通知書(建築・土木設計用)(第4号様式(その1))に、管理技術者等を変更した場合にあつては管理技術者等変更通知書(建築・土木設計用)(第4号様式(その1))に、その経歴書を添えて、遅滞なく受注者に提出させるものとする。

- 2 前項の規定は、測量業務又は地質調査業務における主任技術者等の選任又は変更の場合に準用する。この場合において、前項中「管理技術者等を」とある

のは「主任技術者等を」と、「管理技術者等選任通知書（建築・土木設計用）（第4号様式（その1））」とあるのは「主任技術者等選任通知書（測量・地質調査用）（第4号様式（その2））」と、「管理技術者等変更通知書（建築・土木設計用）（その1）」とあるのは「主任技術者等変更通知書（測量・地質調査用）（その2）」とするものとする。

- 3 調査職員は、管理技術者又は主任技術者、照査技術者及び担当技術者の業務の施行又は管理が著しく不相当と認められる場合にその交代を要求するときは、委託業務の業務担当課長に報告し、その指示を受け、受注者に対し理由を付してその交代を求めるものとする。

（調査の技術的基準）

第7条 調査職員が調査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

（地元関係者への配慮）

第8条 調査職員は、業務の施行場所の近隣住民との良好な関係の維持に留意し、紛争等の起こらないよう配慮しなければならない。

（業務打合せに関する書類）

第9条 調査員は、受注者に対して指示若しくは承諾を与え、又は疑義について協議若しくは確認を行うときは、業務打合せ簿（第5号様式）により行い、その内容を業務担当課長及び総括調査員に報告しなければならない。

（業務の進捗管理）

第10条 調査職員は、工程表に基づき、業務の進捗管理を行い、業務が遅延するおそれがあると認められたときは、受注者に厳重に注意するとともに、その旨を業務担当課長に報告しなければならない。

- 2 調査職員は、天災その他の事故によって業務の進捗が妨げられたときは、速やかに業務担当課長に報告し、その指示に基づき、受注者に対し、必要な指示を与えなければならない。

- 3 調査職員は、受注者が正当な理由なく業務に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査し、業務担当課長に報告しなければならない。

（業務経過の記録）

第11条 調査員は、契約を締結した業務ごとに調査員と受注者間の連絡、打合せ及び地元関係者との折衝等を業務経過記録簿（第6号様式）に記載しなければならない。

2 調査員は、前項の規定により業務経過記録簿に記載をしたときは、当該業務経過記録簿を総括調査員に提出して調査をした内容を報告しなければならない。

（再委託）

第12条 受注者は、設計仕様書又は設計図書において指定した部分以外の業務を再委託することができる。

2 受注者は、前項の規定により再委託する場合は、遅滞なくその名称その他必要な事項について、再委託申出書（第7号様式）により申し出なければならない。ただし、設計仕様書又は設計図書において指定した軽微な部分であるコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、模型製作、透視図作成、電子納品の作成補助及びその他特記仕様書に定める事項については、この限りでない。

3 調査職員は、前項の規定による申し出について、承諾したときは、再委託承諾書（第8号様式）により受注者に通知するものとする。

4 前2項の規定は、再委託した事項に変更があった場合に準用する。この場合において、第2項中「前項の規定により再委託する」とあるのは「再委託する事項を変更する」と、「再委託申出書」とあるのは「再委託変更申出書」と、前項中「再委託承諾書」とあるのは「再委託変更承諾書」とするものとする。

5 受注者は、次に掲げる業務の主たる部分について、再委託することはできない。ただし、建築設計業務等で主たる部分である意匠分野以外の構造、電気、機械及び外構の各分野については、この限りでない。

(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

6 随意契約により契約を締結した業務において、発注者は、再委託申出書又は

再委託変更申出書が提出されたときは、原則として、当該申出に係る委託料（変更に係る申出の場合は当該申出の承諾後の委託料）が業務委託料の3分の1以内である場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りでない。

7 調査職員は、再委託が業務の施行について著しく不適當であると認めたときは、その理由を付して業務担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

（現場立会い）

第13条 調査職員は、現場において確認、検査、試験、調査その他立会いの作業を行うときは、受注者にその旨を伝え、立会いをさせるとともに、その結果について双方確認し合わなければならない。

（条件変更等への指示）

第14条 調査職員は、建築設計業務等又は土木設計業務等において、次の各号のいずれかに該当する事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、変更指示書（建築・土木設計用）（第9号様式）により、受注者に指示を与えるものとする。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計仕様書又は設計図書に誤り又は脱漏がある場合
- (3) 設計仕様書又は設計図書の表示が明確でない場合
- (4) 履行上の制約等設計仕様書又は設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
- (5) 設計仕様書又は設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

2 前項の規定は、測量業務又は地質調査業務における変更指示に準用する。この場合において、前項中「変更指示書（建築・土木設計業務）」とあるのは「変更指示書（測量・地質調査用）」と、第9号様式中「変更指示書（建築・土木設計業務）」とあるのは「変更指示書（測量・地質調査用）」と、「管理技術者」と

あるのは「主任技術者」とする。

(委託業務の中止)

第15条 調査職員は、委託業務の全部又は一部を中止させるときは、業務中止通知書（第10号様式）により行うものとする。

2 調査職員は、委託業務の中止を解除できる状況に至った場合は、業務中止解除通知書（第11号様式）により遅滞なく解除するものとする。

(履行期間の延長)

第16条 調査職員は、委託業務の履行期間を延長する必要があると認めたときは、受注者に履行期間延長願（第12号様式）を提出させるものとする。

2 調査職員は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、受注者に必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を作成させ、履行期間変更に関する協議を受注者で行った上で履行期間を定めるものとする。

(履行期間の短縮)

第17条 調査職員は、委託業務の履行期間を短縮する必要があると認めたときは、履行期間短縮協議書（第13号様式）により、受注者に履行期間短縮の要請を行うものとする。

2 調査職員は、受注者に可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を作成させ、履行期間変更に関する協議を受注者で行った上で履行期間を定めるものとする。

(委託業務の変更契約)

第18条 委託業務の変更契約を行う場合は、業務委託変更契約書（第14号様式）により行うものとする。

(書類作成)

第19条 調査員は、次に掲げる書類（受注者から提出された書類を含む。）を作成し、整理して調査の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 業務打合せ簿
- (2) 業務経過記録簿
- (3) 変更指示書

(4) その他調査に関する書類

(成果物の事前確認)

第20条 調査職員は、検査調書（出水市契約規則第53条第1項の検査調書のうちその2（測量等業務委託用）をいう。次条において同じ。）が提出されるまでに、受注者の管理技術者等又は主任技術者等の立会いの下、成果物の事前確認を行わなければならない。

2 調査職員は、前項の事前確認の結果、不完全と認めたときは、受注者に対し、直ちに必要な措置を講じるよう命じなければならない。この場合において、その不完全な箇所が重大であると認めるときは、これらの措置について業務担当課長の指示を受けなければならない。

(業務完了の通知)

第21条 調査員は、受注者が委託業務を完了した場合は、受注者に検査調書を提出させるものとする。

(完了検査)

第22条 調査員は、検査員が完了検査を行う際は、立会わなければならない。

2 総括調査員又は業務担当課長が指名した職員は、検査の円滑な遂行を図るため、原則として検査に立会わなければならない。

(成果物の引渡し)

第23条 業務の完了検査が完了した場合は、受注者に成果物引渡書（第15号様式）を提出させるものとする。

2 成果物の一部について検査をした場合は、成果物の一部引渡書（第16号様式）を提出させるものとする。

(業務委託料の支払い)

第24条 受注者が、委託業務の完了検査に合格した場合は、受注者に請求書（第17号様式）を提出させるものとする。

(前金払)

第25条 受注者が前払金の請求をする場合にあつては前払金請求書（第18号様式）を、前払金の追加の請求をする場合にあつては前払金追加請求書（第18号様式）を受注者に提出させるものとする。

(契約の解除)

第26条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託契約解除通知書（第19号様式）により契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者又は主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 次項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が、次の各号のいずれかの規定よらないでこの契約の解除を申し出たときは、受注者に業務続行不能届（第20号様式）を提出させるものとする。

(1) 設計仕様書又は設計図書を変更したため、変更後の業務委託料が当該変更前の業務委託料の3分の1を下回ったとき。

(2) 委託業務の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは6月）を超えたとき。委託業務の中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に一般競争入札を公告し、又は指名競争入札参加指名通知を行う業務委託について適用する。

第1号様式（第4条関係）

調 査 職 員 任 命 （ 変 更 ） 書			
業 務 名			
業 務 場 所			
			年 月 日
<p>上記業務の調査職員に、次の者を任命する。</p>			
			監督下命者
			職 氏 名 印
調 査 職 員 職 氏 名			権限及び委任の内容
総括調査員 職 氏 名	変更		契約書のとおり
	当初		
調 査 員 職 氏 名	変更		同 上
	当初		

注 調査職員を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

第2号様式（第4条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者

印

調査職員任命（変更）通知書

下記のとおり調査職員を任命した（変更した）ので、契約書第 条第 項の規定に基づき通知します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
履 行 期 間	自 年 月 日	日間	
	至 年 月 日		
契 約 金 額	一金 円也		
調 査 職 員 職 氏 名		権限の内容	
総括調査員	変更	契約書のとおり	
	当初		
調 査 員	変更	同上	
	当初		

注 調査職員を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

第3号様式（第5条、第16条、第17条関係）

業 務 名		当 初	自	年	月	日
		履 行	至	年	月	日
業 務 場 所		変 更	自	年	月	日
		履 行	至	年	月	日

年 月 日

(宛先) 契約担当者
 受注者 住 所
 商号又は名称
 代表者の氏名

印

左記の業務について次のとおり（変更）業務工程表を提出しますので承諾してください。

当 初 （ 変 更 ） 業 務 工 程 表

工 種	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		摘 要	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		

- 注1 様式は、履行期間の長短にかかわらず、4月から翌年3月までの用紙を用いること。
 2 工種は、業務数量総括表の工種を記載する（工種以外でも必要なものは記載する）。
 3 変更工程表の場合は、変更前を上段に赤書き、変更後は下段に黒書きとすること。

上記のとおり承諾する。

年 月 日

契約担当者

第4号様式（第6条関係）

（その1）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

管理技術者等選任（変更）通知書（建築・土木設計用）

下記のとおり管理技術者等を選任した（変更した）ので、経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
履 行 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
名 称	氏 名		変 更 の 理 由
管 理 技 術 者	変更		
	当初		
照 査 技 術 者	変更		
	当初		
担 当 技 術 者	変更		
	当初		

注 管理技術者等を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

(別紙)

管理技術者

照査技術者 経歴書

担当技術者

(フリガナ)

1 氏 名

2 生年月日 年 月 日

3 最終学歴

年 月 日 卒業

4 取得資格等

年 月 日 取得

交付番号 ()

5 業務経歴

(以下列記)

記載要領

- 1 各技術者ごとに別様とし、該当する技術者を○で囲むこと。
- 2 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。
- 3 取得資格欄は、免許の名称、特級、種別及び登録番号を記載すること。

(その2)

年 月 日

(宛先) 契約担当者

受注者 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

主任技術者等選任（変更）通知書（測量・地質調査用）

下記のとおり主任技術者等を選任した（変更した）ので、経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
履 行 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
名 称	氏 名		(変 更 の 理 由)
主任技術者	変更		
	当初		
担当技術者	変更		
	当初		

注 主任技術者等を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

(別紙)

主任技術者

経歴書

担当技術者

(フリガナ)

1 氏 名

2 生年月日 年 月 日

3 最終学歴

年 月 日 卒業

4 取得資格等

年 月 日 取得

交付番号 ()

5 業務経歴

(以下列記)

記載要領

- 1 各技術者ごとに別様とし、該当する技術者を○で囲むこと。
- 2 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。
- 3 取得資格欄は、免許の名称、特級、種別及び登録番号を記載すること。

第5号様式 (第9条、第19条関係)

業務打合せ簿

業務名				発注課	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()				
宛先				発信者	
年 月 日	内 容				
(処理 ・ 回答)					
年 月 日	内 容				
発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。				
受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。				
<input type="checkbox"/> その他					
発注者			受注者		
課 長	総括調査員	調 査 員	管理技術者 (主任技術者)	照査技術者 (担当技術者)	

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

再委託（変更）申出書

業務委託契約（契約金額 金 円（税込））に関して
下記のとおり業務の一部を再委託したいので、契約書第 条第 項の規定に
基づき申し出ます。

記

- 1 再委託予定者の住所、商号又は名称及び代表者の氏名
- 2 再委託する業務の内容（具体的に記載すること。）
- 3 再委託する業務の契約金額
- 4 再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
- 5 再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）
- 6 その他発注者が必要と認める書類

(別紙)

履行体制に関する書面

年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

(再委託先 1)

(受注者)		
	住 所	
	電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名	
	担 当 業 務 範 囲 又 は 内 容	

(再委託先 2)

	住 所	
	電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名	
	担 当 業 務 範 囲 又 は 内 容	

(再委託先 3)

	住 所	
	電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名	
	担 当 業 務 範 囲 又 は 内 容	

備考

本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- (1) 再委託の相手方の氏名 (又は代表者氏名)
- (2) 再委託の相手方の住所
- (3) 再委託を行う業務の範囲 (又は内容)

第8号様式（第12条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

再委託（変更）承諾書

年 月 日付けで申し出があった 業務委託契約の再委託
については、承諾します。なお、承諾内容等に変更が生じる場合は、あらかじめ
協議してください。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とします。

- 1 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 2 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させ
た場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底する
こと。
- 3 受注者は、発注者からの求めに応じ、2の書類の写しを提出すること。

第9号様式（第14条、第19条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

変更指示書（建築・土木設計用）（第 号）

下記業務について、別紙事項のとおり指示します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
契約変更別	当初契約	第 回 変更	第 回 変更
着手年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
契約金額	金 円		

別紙事項について、了解しました。

管理技術者 氏名 印

注 第 回変更の欄は、設計変更契約締結前のものについては概算契約金額を記入する。

(別 紙)

指 示 内 訳

指示項目	変更区域	変更指示の内容	摘 要
概算指示金額		金 円	(消費税を含む。)

第10号様式（第15条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

業務中止通知書

業務の施行を下記のとおり一時中止するので通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 (別途、通知をする日まで)
業 務 中 止 す る 部 分	
業 務 中 止 の 理 由	
摘 要	

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

業務中止解除通知書

年 月 日付けで業務中止した下記の業務については業務中止を
解除します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
解 除 年 月 日	年 月 日
摘 要	

第12号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

履行期間延長願

下記業務について、履行期間の延長をしてください。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
延 長 履 行 期 間	日間（期間算定資料は別紙のとおり）
履行期間延長を 必要とする理由	

第13号様式（第17条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

履行期間短縮協議書

下記のとおり業務の履行期間を短縮したいので協議します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
変 更 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
短 縮 理 由	

第14号様式（第18条関係）

業 務 委 託 変 更 契 約 書

- 1 委託業務名
- 2 委託業務場所
- 3 変更契約事項

(1)	第 回 変 更 業 務 委 託 料 増 減 額	金 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 金 円
	変 更 後 業 務 委 託 料	金 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 金 円 注 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方 税法第72条の82及び第72条の83の規定に より算出したもので、業務委託料に8/108を 乗じて得た額である。
(2)	履 行 期 間 増 減 日 数	日 間
	た だ し 当 初 履 行 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 履 行 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 履 行 期 限	年 月 日
	今 回 変 更 履 行 期 限	年 月 日
(3)	業 務 内 容	別紙のとおり
(4)	そ の 他 の 事 項	この契約に記載してあるもののほかは、当初契約 書のとおりとする。

4 変更工程表 別紙のとおり

上記変更委託契約の証として当事者記名押印の上、各自1通を原委託契約書とともに保持する。

年 月 日

発注者 契約担当者
職 氏 名 印
受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

第15号様式（第23条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

成果物引渡書

下記の成果物の引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	年 月 日
完了検査年月日	年 月 日

上記の成果物の引渡しを受けました。

年 月 日

契約担当者 印

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

第16号様式（第23条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

成果物の一部引渡書

下記の成果物の一部を引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額 (出来高金額)	一金 円也 (一金 円也)
指 定 部 分 契 約 年 月 日	年 月 日

上記の成果物の一部を引渡しを受けました。

年 月 日

契約担当者 印

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

第17号様式（第24条関係）

請 求 書

年 月 日付けで締結した
に係る業務委託契約について、業務が完了しましたので、契約書第 条第
項の規定に基づき下記のとおり委託料を請求します。

記

- 1 委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 領収済額 金 円
- 3 今回請求金額 金 円
- 4 未請求金額 金 円
- 5 検査年月日 年 月 日
- 6 振込先 金融機関名
支 店 名
種 別 普通預金 ・ 当座預金
ふりがな
口座名義人
口座番号

年 月 日

住 所
氏 名 印

(宛先) 契約担当者

第18号様式（第25条関係）

前払金（追加）請求書

年 月 日付けで締結した
に係る業務委託契約について、契約書第 条第 項の規定に基づき下記のと
おり前払金を（追加）請求します。

記

- 1 委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 領収済額 金 円
- 3 今回請求金額 金 円
- 4 振込先 金融機関名
支店名
種別 普通預金・当座預金
ふりがな
口座名義人
口座番号

年 月 日

住 所
氏 名 印

(宛先) 契約担当者

第19号様式（第26条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

業務委託契約解除通知書

年 月 日付けで委託契約を締結した下記業務について、契約書
第 条第 項第 号に該当すると認めたので、同項の規定により当該委託
契約を解除します。

記

- 1 業務名
- 2 契約金額 円
- 3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

第20号様式（第26条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

業務続行不能届

年 月 日付けで貴市と委託契約を締結した下記業務につきましては、続行不能となりましたので、届け出ます。

記

- 1 業務名
- 2 契約金額 円
- 3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 続行不能理由